

令和2年度事業計画

母子生活支援施設 はる

1. 事業概要

(1) 基本方針

- ・一人ひとりの課題を踏まえ、母と子が安定した生活ができるよう支援する。

(2) 職員体制

施設長	1名	母子支援員	3名	少年指導員	2名
調理員等	1名	嘱託医	1名		

(3) 定員

- ・母子生活支援施設 10世帯
- ・子育て短期支援事業 6名/日

(4) サービス提供内容

- ・母親と子供と一緒に生活できる住居の提供。
- ・自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言。
- ・保護者が、疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において養育、保護を行う。

2. 事業計画

(1) 重点目標

- ・利用者が置かれた多様な背景の理解に努め、利用者が主体となる、課題に応じた自立支援計画の作成。
- ・自立支援計画を職員間で共有し、施設が一体となった支援を目指す。
- ・施設運営にあたり、利用者の意見を反映する。
- ・職員一人ひとりが支援スキルの向上に努める。
- ・日常の生活安定のための支援を行う。生活上のルールの意識付け（挨拶や整理整頓等）により、より良い人間関係の構築を図る。
- ・様々な経験ができる場の提供。子供の意見を取り入れながら、施設の内外での活動を通し、豊かな経験ができるよう取り組む。豊かな経験の積み重ねにより、「楽しさ」や「自信」「他者との関わり」等の力を育む。

(2) 母子生活支援施設の経営及び子育て短期支援事業

○運営

①基本方針の周知。

- ・入居者への個別説明やしおりへ明文化し利用者への周知を行う。

②予算に基づいた資金運用。

③職員への事業計画の周知。

○利用者支援

①日常生活の援助

- ・居室点検(2ヶ月に1回)、清掃援助、料理支援、物品貸出、生活習慣指導。

②不安や悩み事の相談

- ・日常的に声掛けをし、重要なことに関しては相談室で面談を行う。

③児童への学習支援

- ・学習支援員や、学習ボランティア、学習塾、家庭教師、職員の学習支援などを利用し、継続的な学習の習慣づけ、意欲向上、受験対策に努める。

④母の外出(病院、市役所等)の際、子の預かり協力

- ・子を連れていけない役所での手続き、弁護士相談、病院受診時の預かりなど。

⑤送迎

- ・保育園や学校など距離がある場合や、保護のための送迎、冬期間の送迎支援、医療機関への送迎など。

⑥関係機関との連携

- ・各行政機関との情報共有、連絡・連携。

⑦母への就労支援

- ・求人の情報提供、ハローワーク同行、面接時の子の預かり等。

⑧性教育への取り組み

- ・小学校高学年から、性別・年齢に応じた性教育の学習会の場を設ける。保護者・入所児童がそれぞれ正しい知識をもてるようにする。

⑨アフターケアの取り組み

- ・退所後、本人の意向に応じて、状況確認を、電話や家庭訪問等で行う。

⑩利用者の生活及び支援への満足度に関する調査への取り組み。

- ・自己評価、第三者評価等の受審。

⑪利用者による自治会の構築(母の会)

- ・より良い快適な施設利用のためのルール作りや職員との意見交換の場とする。料理を作る行事を計画し、利用者の料理スキル向上や、食育に繋げる。

○人材育成

① 職員会議、研修(施設内・外)、ケース検討 ※施設外研修計画は別紙。

- ・職員会議、ケース検討会は、施設における一体的な支援が行われるよう、毎月2回行う。(第1.3水曜日)

○その他

①月1回の避難訓練と、年2回(6月、11月)法人全体での防災訓練の実施。

- ※避難訓練及び防災訓練計画は別紙。

②嘱託医による定期健診の実施(子ども)年2回(9月、3月)

- ※親に対し、健康診断を受けることを勧め、その状況を確認する。

③事業計画書に基づき運営していく。

④BCP(事業継続計画)の策定

- ・在庫管理の徹底、入居者情報の管理、緊急時マニュアルの見直し、職員の緊急時対応の周知。

⑤年間の行事等予定 ※別紙

- ・前年度に、アンケートを取り、入居者のニーズに合わせた行事を予定する。行事によっては、地域の方々を招くことにする。